

遺産分割事案の着手金／成功報酬金のご説明

弁護士法人横浜りんどう法律事務所

着手金	33万円（固定）（消費税込）
成功報酬	獲得額 × 8%（消費税別%） ※3

◎ 弁護士費用の計算例（ex 相続人：子3名でお一人からご依頼を受けた例）

【例】 遺産総額 3000万円 / 事案終結時のご依頼者の獲得額1000万円

《着手金》 33万円（税込）

《成功報酬》 獲得額1000万円 × 8% + 消費税 = 88万円（税込）

【ご留意点】

- ※1 遺産総額ではなく、ご依頼者様の獲得額が基準となります。
- ※2 不動産を獲得した場合は、原則として時価を基準とします。
- ※3 成功報酬の最低額は、66万円（税込額）になります。
- ※4 預金口座等の調査・解約手続を行う場合には、1口座11,000円＋実費がかかります。
- ※5 戸籍（除籍・原戸籍）・附票（除票）、法定相続情報の取得代行は1通1,100円の報酬をいただきます。
- ※6 相続人が多数の事案は、相続人が5名超過すると超過人数につき1名33,000円をいただきます。
- ※7 交渉から調停移行時に追加着手金は発生しませんが、審判移行、即時抗告する場合は追加着手金（当初着手金の半額）が発生します。
- ※8 使途不明金等の関連訴訟／寄与分調停申立（申立への対応）については、別途ご契約いただきます。
- ※9 登記を要する場合の登記報酬は別途お見積もりいたします。
- ※10 遺産分割終了後、不動産の売却手続を代理する場合には、別途、売却金額の1%をいただきます。
- ※11 実費（郵便切手代・印紙代・交通費等）及び日当がかかる場合があります。